

報道関係各位

## 件 名 職員の給与改定等について

12月定例会に提出する、飯能市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)、飯能市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)、飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例(案)の改正内容等については、以下のとおりです。

### 1 一般職職員の給与改定について

#### (1) 概要

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定状況、埼玉県人事委員会勧告に基づく埼玉県職員の給与改定状況及び近隣市の職員の給与改定状況を勘案し、給料表の水準を引き上げるほか、医師の初任給調整手当の月額限度額及び期末・勤勉手当の年間支給割合を改めるものです。

#### (2) 内容

##### ア 月例給

給料表の水準を引き上げます。

行政職給料表	：	表上の改定率	0.80%	(	実際の改定率	1.21%)
医療職給料表(1)	：	//	0.81%	(	//	1.76%)
医療職給料表(2)	：	//	0.81%	(	//	0.31%)
技能労務職給料表	：	//	1.54%	(	//	0.67%)
企業職給料表(1)	：	//	0.80%	(	//	1.13%)
企業職給料表(2)	：	//	1.54%	(	//	0.35%)

##### イ 手当

##### (ア) 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用職員：月額限度額308,600円→309,200円

(イ) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当の年間支給割合を0.1月分引き上げ4.5月とするため、令和5年12月期の期末・勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分引き上げ、期末手当の支給割合を1.25月、勤勉手当の支給割合を1.05月に改めます。

定年前再任用短時間勤務職員にあっては、期末・勤勉手当の年間支給割合を0.05月分引き上げ2.35月とするため、令和5年12月期の期末・勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月分引き上げ、期末手当の支給割合を0.7月、勤勉手当の支給割合を0.5月に改めます。

また、令和6年度以降の期末・勤勉手当の支給割合を均等化するため、6月期及び12月期の期末手当の支給割合を1.225月（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6875月）、勤勉手当の支給割合を1.025月（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.4875月）とします。

常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の期末・勤勉手当の支給割合等

区分	6月期	12月期	年間支給割合	引上げ割合
現行	1.2月 1.0月 (2.2月)	1.2月 1.0月 (2.2月)	2.4月 2.0月 (4.4月)	—
令和5年度	1.2月 1.0月 (2.2月)	1.25月 1.05月 (2.3月)	2.45月 2.05月 (4.5月)	0.05月 0.05月
令和6年度以降	1.225月 1.025月 (2.25月)	1.225月 1.025月 (2.25月)	2.45月 2.05月 (4.5月)	(0.1月)

各区分における支給割合等について、上段は期末手当、中段は勤勉手当、下段（ ）は期末・勤勉手当の合計

(3) 適用期日

上記(2)アの月例給及び(2)イ(ア)の初任給調整手当については、令和5年4月1日とします。(2)イ(イ)の期末・勤勉手当の引上げについては、令和5年12月1日とします。ただし、(2)イのうち令和6年度以降の期末・勤勉手当の支給割合の改定については、令和6年4月1日とします。

## 2 市議会議員の期末手当の支給割合の改定について

### (1) 概要

一般職職員の期末・勤勉手当の改定状況等を考慮し、議員の期末手当の支給割合を年間で0.1月分引き上げるものです。

### (2) 内容

期末手当の年間支給割合0.1月分引き上げ4.5月とするため、令和5年12月期の期末手当の支給割合を2.3月（現行2.2月）に改めます。

また、令和6年度以降、6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ2.25月とします。

### (3) 適用期日

令和5年12月1日とします。ただし、上記(2)のうち令和6年度以降の支給割合の改定については、令和6年4月1日とします。

## 3 市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合の改定について

### (1) 概要

一般職職員の期末・勤勉手当の改定状況等を考慮し、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を年間で0.1月分引き上げるものです。

### (2) 内容

期末手当の年間支給割合を0.1月分引き上げ4.5月とするため、令和5年12月期の期末手当の支給割合を2.3月（現行2.2月）に改めます。

令和6年度以降、6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ2.25月とします。

### (3) 適用期日

令和5年12月1日とします。ただし、上記(2)のうち令和6年度以降の支給割合の改定については、令和6年4月1日とします。

担当者 職員課長 吉田 智也 連絡先 TEL042-973-2111 内線330
---